

第4次稚内市総合計画 策定方針

稚 内 市

1. 策定の背景

地方自治法第2条第4項により、市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定めることとされており、本年4月から施行された稚内市自治基本条例第22条第1項においても自治基本条例の理念に基づいた基本構想とこれを実現するための計画を策定することとされております。

また、第3次稚内市総合計画が、平成11年度から平成20年度までの計画であることから、第3次総合計画の検証をしっかりと行い次の計画へ活かさなければなりません。

第3次総合計画の後半は、バブル経済の絶頂期から低経済成長期に入り、人口減少や少子高齢化の急速な進展、環境問題の深刻化による消費型社会から循環型社会への転換、本格的な情報化社会の到来など大きな転換期を迎えております。

また、道州制や市町村合併、地方分権の進展や厳しい財政状況による行財政改革の推進など地方自治の大変革期を迎え、「自己決定、自己責任」による自主自立の自治体運営が求められております。

このような社会経済環境の大きな変化に的確に対応し、持続可能な地域社会を構築するため市政運営の根幹となる新たな総合計画策定が必要となっております。

2. 策定の趣旨

社会経済環境の大きな転換期にあつて、地域における現状や課題を認識し、これまで取組んできたまちづくりの成果を活かしながら、持続可能な地域社会を構築するため、これからの10年間を見通した新たなまちづくりの指針として総合計画を策定します。

3. 策定のテーマ

稚内市自治基本条例の策定において、市民から目指すまちの姿を創造していただいたところ「住みやすく力強いまち」、「人が集まるまち」、「自然と共に、元気な国際人のまち」が示されました。いずれも社会経済環境の課題を克服したまちの姿を創造したものになっております。

このことから、新総合計画をつくるに当たっては、「活気とにぎわいのあるまち」、「人と自然が共生するまち」、「国際交流が盛んなまち」、「みんなで支えあう安全安心なまち」をテーマとして策定に取り組みます。

4. 策定の手法

(1) 策定過程からの市民参画・情報共有・協働

本年4月から施行されている「稚内市自治基本条例」の基本原則に基づいて、策定の過程から自主的な市民の参画をいただき、市民と行政が協働で作りに上げるものとします。

また、総合計画は、策定過程はもとより、策定後も市民と行政が共有し続けてまちづくりの指針となることが大切なことから、策定の作業・内容を随時公開します。

(2) 職員手作りの計画

職員自らが直接、作成の作業を行い、総合計画が市民への行政サービス提供の基本であることを認識し、市政運営へ臨む意識改革を行います。

5. 策定の視点

新総合計画は、次の視点をもって策定します。

(1) 市政運営の根幹

総合計画は、市の他の計画の再上位計画となるものです。H17年度から運用された「政策形成型予算システム」の根幹をなすもので、市が行う行政サービスの考え方や事務事業はこの総合計画に盛込まれたものでなければなりません。

(2) 行政評価と連動する計画

行政評価システムを既に導入し、第3次総合計画についてその事務事業、施策、政策と段階的に評価を行っております。新しい総合計画も目標や達成度等を評価し、次の計画や実施、予算配分等に反映させて、わかりやすい計画としていくため行政評価と連動した計画とします。

(3) 社会経済環境に的確に対応した計画づくり

① 人口減少、少子高齢化

人口減少、少子高齢化の進行は、地域社会に与える影響は大きく、持続可能な自治体を築いていく上でも根本となる課題です。いままで行ってきた制度や社会資本整備、行政サービスの提供のあり方を見直すことが求められております。

都市としての活力を維持するため定住人口の確保に対応した計画づくりを行います。

② 安全・安心意識の高まり

地震や台風、豪雨などの自然災害、多発する犯罪や交通事故、食の安全、医療や福祉に対する不安などから行政の危機管理、市民生活における安全・安心が求められております。

「稚内市自治基本条例」の理念にもあります子どもや高齢者、障害者にやさしくすべての市民が安全で安心して暮らせるように安全安心なまちづくりに対応した計画づくりを行います。

③ 循環型社会への転換

地球温暖化が原因となって引き起こされる異常気象など地球環境の問題に対して、温室効果ガスの削減に向けて、国際協調のもと取組みが進められております。

本市においても、環境基本条例を制定し、資源ゴミのリサイクルや環境にやさしいエネルギーの導入など豊かな自然環境を守り、次世代に引き継ぐため環境に配慮した取り組みを進めています。

自然環境を保全し、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済のあり方を見直し、リデュース（排出抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の取り組みを強化することが求められております。

「稚内市自治基本条例」の理念にもあります自然と共生した市民生活や企業活動を実現するため、持続可能な循環型社会への転換に対応した計画づくりを行います。

④ 高度情報化の進展

急速に発展しているインターネットなどの情報通信技術、コンピューターなどの情報通信機器の普及は、市民の暮らしや企業活動にとって重要な社会基盤となっております。

高度情報化による市民生活のスタイルや社会のしくみの変化、経済活動の拡大、産業構造の変化に対応した計画づくりを行います。

⑤ 協働型社会への発展

市民生活の多様化や地域課題の複雑化により、従来の画一的な行政サービスからきめ細やかで質の高い行政サービスの提供が求められるようになってきました。

「稚内市自治基本条例」の基本原則のように、市民や地域活動団体、NPO、企業、行政などがともに主体的にまちづくりに参画し、それぞれの役割に基づいて協働して地域課題の解決を図り、自立したまちづくりを進めることが重要です。

協働型社会の実現のため、市民参画・協働のしくみを構築し、地域経営の主体を行政から市民にシフトし、地域自治を充実させる計画づくりを行います。

⑥ 地方分権の進展と行財政改革の推進

地方分権の進展によって「国から地方へ」、「官から民へ」と規制緩和、権限移譲や民間への委託が進んで、効率的な行財政運営や、地域の個性を活かし地域の魅力を高める自治体運営が求められ、自治体間競争が激しい時代に突入しております。

本市でも、大部大課制、グループ制導入によりコンパクトで効率の良い行政機構や指定管理者制度、PFI など民間の知恵と工夫を活用した公共サービスの提供に取り組んできました。

今後も、厳しい自治体間競争にうち勝ち、持続可能な地域社会を形成していくために地方分権社会に対応した行財政改革を推進していかなければなりません。

(4) 自治のかたちの変革に対応

道州制や市町村合併等地方自治のすがたが大きな変革期を迎えておりますが、新たな総合計画においても、広域行政を充分意識したものにして、自治のかたちが変わっても耐える計画づくりを行います。

(5) マニフェストの反映

マニフェストは、一般的に政権公約とされており、市長は市民の信託を受けて市政の運営を任されたわけですから、マニフェストは「市長と市民の約束」として、総合計画に反映させるものです。

6. 計画の構成と計画期間

新総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成します。

- (1) 基本構想 市の行政運営の根幹となるもので、まちづくりの将来像と方向性を示します。計画期間は平成 21 年度～平成 30 年度までの 10 年間とします。

- (2) 基本計画 基本構想に掲げる将来像の実現に向け、基本構想を具現化するための施策の内容を明らかにするものです。各分野で取組むべき施策の基本方向と施策の体系を定めます。目標とする数値・指標を設定し財政計画と整合性を図ります。

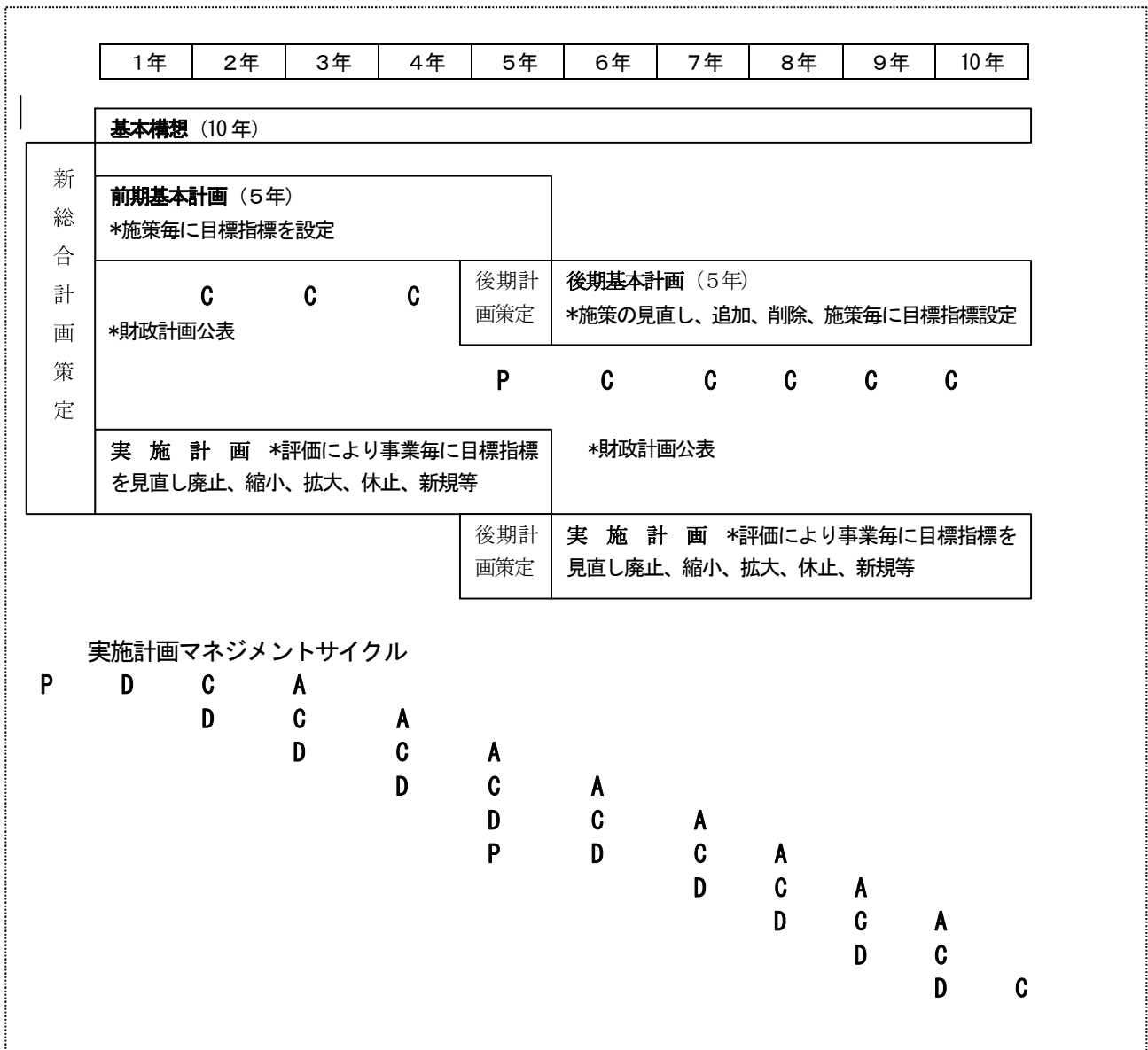
計画期間は前期と後期に分けて、前期は平成 21 年度～平成 25 年度までの 5 年間として基本構想と同時に定めます。後期は平成 26 年度～平成 30 年度の 5 年間として、前期基本計画の成果を踏まえ後年度に策定します。

- (3) 実施計画 施策の体系に基づいて、具体的な事業を明らかにするものです。目標とする数値・指標を設定し、実施計画の進捗度合いの評価により、基本計画の進捗度合いが決められることになるので、基本計画の進捗度合いの評価によっては、次の実施計画の事業展開に反映されます。

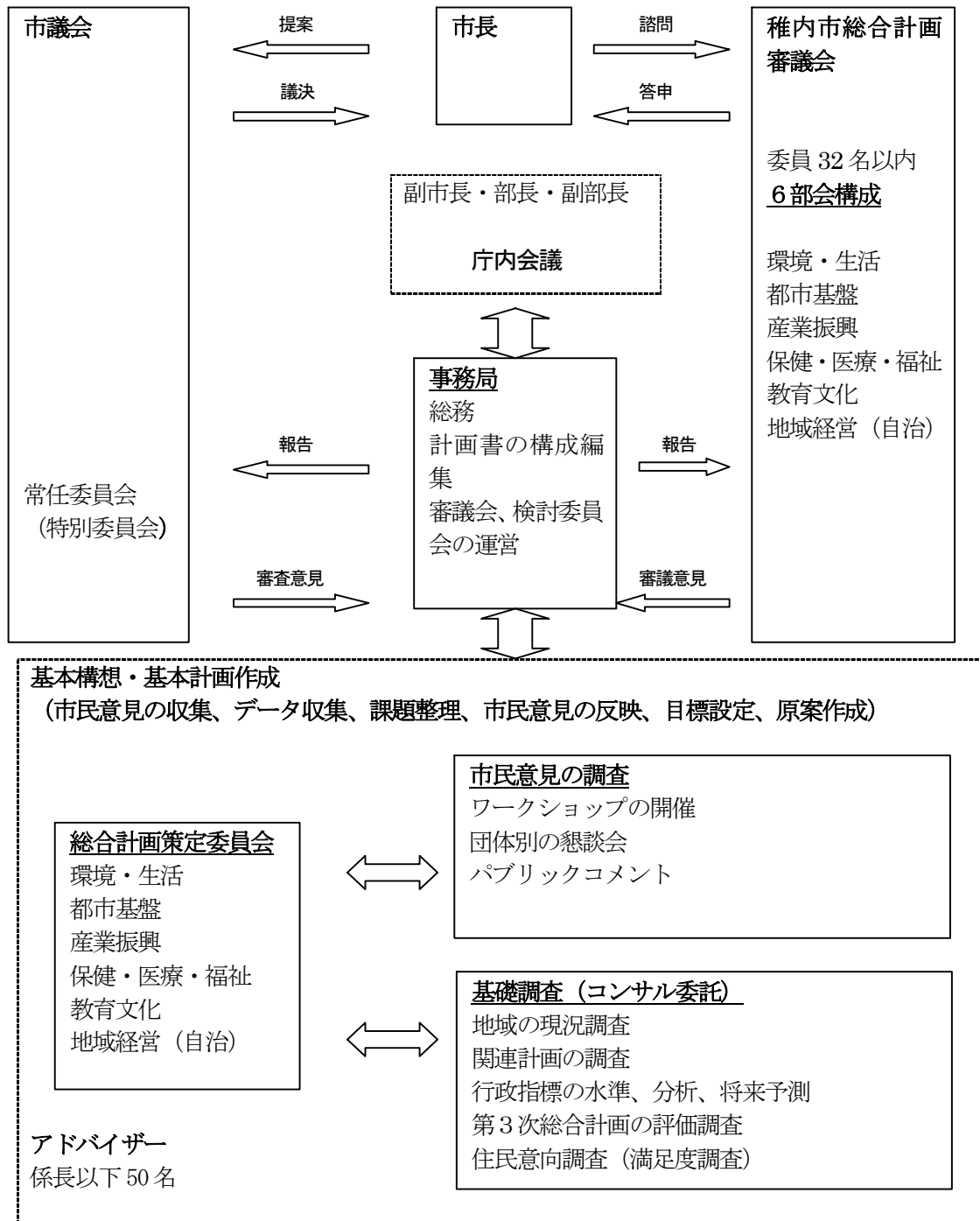
財政計画の見通しと整合性を図るため計画期間は 5 年間としますが、毎年度の行政評価によって、事業の見直しを行います。

■ 計画の構成とマネジメントサイクルのイメージ図

「P-PLAN (計画) ~D-DO (実施) ~C-CHECK (評価) ~A-ACTION (改善)」



7. 計画の策定体制



諮問機関～ 稚内市総合計画審議会

（役割）市長から基本構想及び基本計画に関して諮問を受け、市民の視点から内容を審議し、市長に答申する。

庁内体制～ 総合計画策定委員会

（役割）6部会の職員で構成し、市民意見等の収集や調査データ等を下に職員自らが主体的に基本構想や基本計画の案を策定する。

8. 策定スケジュール

平成 19 年度

期 間	市	審議会	議会
5月	策定方針決定		
6月	アドバイザー決定		予算議決
7月	コンサル決定	策定委員決定 委員会設置	
8月	基礎調査 地域特性・課題 関連計画、中央省庁 の動向、社会経済環 境の潮流、人口将来 推計、財政分析	ワークショップ市民公募	関係機関推薦
9月	市民満足 度・意向調 査 (アンケート)	ワークショップ	審議委員公募
10月		ワークショップ	審議会設置 諮問
11月	将来指標予測	ワークショップ	委員会
12月		課題の抽出・検討 将来像の検討 主要フレームの設定 (人口・就業構造・財 務等)	審議会 部会開催
1月			
2月		基本構想案作成	審議会 部会開催
3月	広報紙特集号作成		予算議決

平成 20 年度

期 間	市	審議会	議会
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">アドバイザー決定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">コンサル決定</div>		
5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">委員会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業評価 施策評価 政策評価</div>		
6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重点施策 施策目標 の検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">委員会</div>		
7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">実施計画 ヒアリング</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重点施策 施策決定</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">審議会 部会開催</div>	
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">5カ年 財政計画作成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">目標指標 の検討</div>		
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">実施計画事 業の張付け</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">前期基本計 画案作成</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">審議会 部会開催</div>	
10月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">実施計画作成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">パブリック コメント</div>		
11月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新稚内市総合計画書（案） 編集構成（基本構想・前期基本計画）</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">審議会答 申</div>	
12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">議会提案</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">議 決</div>
1月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新稚内市総合計画書 （本書・概要版）</div>		
2月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">印 刷</div>		
3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">広報紙特集号作成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">計画書配布</div>		